

7 服務の状況

(1) 職務に専念する義務の概要

職員は、法令や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

(2) 消防団員との兼職の状況

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第 10 条の規定により、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、消防団員との兼職が認められています。兼職している職員は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までで 46 人でした。

また、勤務時間中における消防団の消火活動等については、承認を得て職務に専念する義務を免除される場合があります。

(3) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することができません。

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの営利企業等への従事の状況は次のとおりです。

地方公務員法第 38 条第 1 項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて兼業している者

区 分	人数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者	1 人	株式会社取締役
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	15 人	生産物販売・太陽光電気販売等
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	15 人	大学の非常勤講師等

(4) 倫理の確保について

職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に次に掲げる通達等を行いました。

また、平成 17 年 12 月に、伊賀市職員等公益通報条例を制定しており、その中でも、職員が遵守すべき倫理原則等を改めて規定しています。

日 付	内 容	発信者
令和 6 年 4 月 18 日	交通法規の遵守及び安全運転の励行について	副市長
令和 6 年 5 月 29 日	全体の奉仕者たる自覚に基づく適正な業務の執行について	副市長
令和 6 年 10 月 10 日	衆議院議員総選挙及び伊賀市長選挙における職員の服務規律の確保について	副市長
令和 6 年 12 月 2 日	職員の年末年始の綱紀粛正について	副市長
令和 7 年 2 月 18 日	服務規律の遵守について	副市長